

令和5年度大野町当初予算

大野町第六次総合計画の将来像「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」の実現に向け、「安全・安心分野 - 「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心なまち」、「産業・交流分野 - 郷土の恵みを活かした「にぎわい」と「憩い」を感じられるまち」など、4つの基本目標に位置づけられた諸施策や事業に着実に取り組み、魅力あるまちづくりを進めていきます。

●会計別予算額の状況

会計名	令和5年度予算額	対前年度比増減率 (%)
一般会計	85億3,000万円	6.1
国民健康保険事業特別会計	23億7,900万円	△12.0
後期高齢者医療特別会計	3億3,940万円	6.1
大野神戸IC周辺まちづくり整備事業特別会計	13億9,430万円	48.8
上水道事業会計	5億1,190万円	1.8
合計	131億5,460万円	5.2

① 安全・安心分野 - 「助けあい」と「支えあい」で育む安全・安心なまち

・庁舎トイレ改修事業	7,053万円
・高校生等までの入院・通院等医療扶助費	1億344万円
・認定こども園等3歳以上児給食費補助事業	2,106万円
・公立認定こども園統廃合事業（大規模改修設計委託料等）	1,484万円
・障害児通園経費（なないろ）	4,666万円
・子育て支援施設経費（ばすてる）	1,647万円
・出産・子育て応援事業（出産・子育て応援給付金等）	858万円
・一般予防経費（带状疱疹予防ワクチン接種補助金等）	6,312万円

② 産業・交流分野 - 郷土の恵みを活かした「にぎわい」と「憩い」を感じられるまち

・農業振興事務経費（農業振興地域整備基礎調査業務委託料、担い手支援特別対策事業補助金等）	4,325万円
・地域農政推進対策事業（スマート農業技術導入支援事業補助金等）	719万円
・県営事業負担経費（農村振興総合整備事業（大野地区）負担金、経営体育成基盤整備事業補助金等）	7,459万円
・県単調査設計事業（土地改良事業調査設計事業委託料）	798万円
・森林整備事業（森林現況調査業務委託料等）	1,625万円
・町商工会補助金	1,304万円
・観光協会補助金（バラまつり大野2023等各種イベント）	1,970万円
・工場等設置等奨励金	123万円
・道の駅経費（パレットピアおおの）	3,754万円

③ 生活・環境分野 - 快適な暮らしを支える自然と共生した持続可能なまち

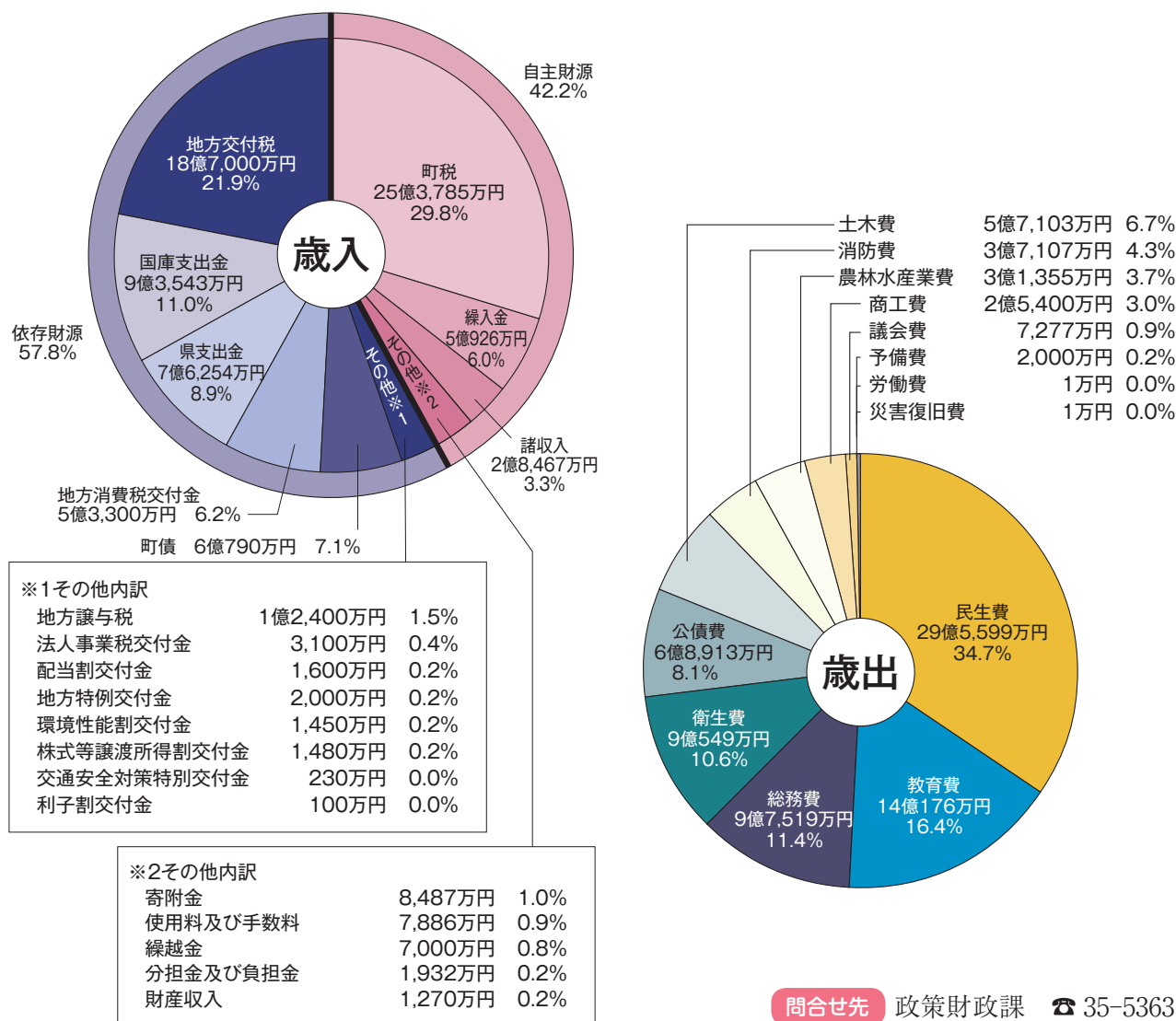
・公共交通推進事業（デマンドタクシー運行业務委託料（あいのりくん）、コミュニティバス運行対策費補助金（あいのりくんプラス）、地域乗合バス維持費補助金、通学定期購入補助金、高速バス回数券補助金等）	5,381万円
・定住奨励金交付事業（新築住宅定住奨励金、移住支援事業補助金等）	2,686万円
・結婚新生活支援金交付事業	180万円
・高度処理型合併浄化槽設置補助金	2億2,185万円
・空家対策推進事業（空家等実態調査及び計画策定業務委託料、空家等対策補助金等）	1,216万円

- ・道路維持管理経費（狭あい道路整備工事等） 8,209 万円
- ・名鉄廃線敷再生事業（自転車道・歩道改良工事、道路用地費） 7,367 万円
- ・大野町工業団地アクセス道路改良工事 3,343 万円
- ・公園管理経費（指定管理委託料（黒野駅レールパーク）等） 4,539 万円
- ・公園リニューアル計画策定事業 506 万円

④ 教育・文化分野 - 「古」と「新」が共存し、地域を愛し、みんなで学びあえるまち

- ・事務局事務経費（外国語講師委託料、学校規模適正化基本方針策定支援業務委託料等） 8,667 万円
- ・小中学校施設管理経費（エアコンリース料、自転車損害賠償保険料（中学校）等） 1 億 8,909 万円
- ・小中学校校舎等改修事業（屋内運動場及び屋外トイレ改修工事実施設計委託料、教室照明改修工事（中学校）等） 6,988 万円
- ・小中学校教育振興事務経費（入学準備祝金（小学校）、自転車損害賠償保険加入補助金（小学校）等） 5,704 万円
- ・「清流の国ぎふ」文化祭2024事業経費（プレイベント） 30 万円
- ・公民館施設管理経費（第1・3・5公民館トイレ改修事業、第1公民館空調機器改修工事等） 1 億 6,078 万円
- ・総合町民センター施設管理経費（トイレ改修工事設計委託料、空調設備改修事業等） 2 億 7,789 万円
- ・文化財普及活用事業（町史跡大御堂城跡整備記念事業等） 99 万円
- ・運動公園施設管理経費（光熱水費、管理委託料等） 2,898 万円
- ・池田町大野町学校給食センター負担経費 2 億 3,029 万円

● 一般会計款別内訳



令和5年度の主な事業

本年度の主な事業の一部を紹介します。

Pick up

子育てを応援！ 新たな子育て支援策

「持続可能なまち」を目指し、人口減少や少子高齢化に対応した、福祉の充実や教育環境の整備といったソフト事業を一層推進するため、次のような施策を拡充します。

① 認定こども園の給食費無償に

認定こども園や幼稚園等に在籍している子ども（年少以上）対象に、給食費に係る補助を行います。

② 中学生の自転車損害賠償保険の一括加入

一部補助だった中学生の自転車損害賠償保険を、町で一括加入します（費用は町負担）
※小学生は引き続き一部補助を行います。

③ 高校生等までの医療費を無償に

小中学生の外来・入院と高校生等の入院のみだった福祉医療費助成（無償）の対象を、10月から高校生等（外来）まで引き上げます。

④ 公共交通に関する補助（継続事業）

高校生の通学バス、鉄道定期代や、高速バス「にしみのライナー」で通学する学生の定期券等の公共交通に関する補助を行っています。

①大野町認定こども園の給食費無償化がスタートします！

※一部町外の園に通う子は、自己負担が生じる場合があります。

認定こども園等3歳以上児給食費補助事業

令和5年4月より子育てしやすいまちづくりを目指して、家庭の経済的負担を軽減するために認定こども園や幼稚園等に在籍している子どもを対象に、町が給食費に係る補助金を交付します。

◎対象子ども

町内に住所を有し、対象施設に在籍している3・4・5歳児（年少・年中・年長クラス）の子ども

◎対象施設（町内外問わず）

保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）、特別支援学校幼稚部

※その他の施設に通っている場合は、問合せ先まで相談してください。

◎補助費用（月額）

給食費（主食費+副食費）のうち、5,200円または実際に施設へ支払った金額のどちらか低い金額

※施設等において提供される給食が対象です。

※町公立認定こども園（西こども園・南こども園）に在籍する年少・年中・年長クラスの子どもの給食費は徴収がなくなります。

◎申請方法

施設により、(1)(2)いずれかの方法で補助します。

(1) 代理受領

施設が保護者に代わって補助金を町に申請（請求）します。（次の園に通う年少以上の子どもは無償になるため、給食費の徴収がなくなります。）

(2) 償還払い（(1)の代理受領対象施設以外）

保護者が施設に給食費を支払い後、町に補助金の申請（請求）をしてください。

※申請方法の詳細については、町ホームページをご覧ください。

～代理受領対象施設～

- ・大野こども園
- ・豊木認定こども園
- ・認定こども園うぐいす
- ・東さくらこども園
- ・大野クローバー幼稚園
- ・揖斐幼稚園

問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

②町内の中学校に在籍する生徒の自転車に係る損害賠償保険を町で加入します

県では、近年、全国的に自転車利用者が加害者となる事故が増えており、高額賠償事例が発生していることを受け、令和4年10月1日から自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されました。

そこで、町では自転車損害賠償保険等の加入促進のため、令和3年度より保険加入費用の一部補助を行っていましたが、**町内の中学校に在籍する生徒**につきましては、通学など、自転車の利用頻度が多いことから、**令和5年度より町で自転車に係る損害賠償保険の加入を行うことといたしました（費用は町負担）**。

これに伴い、町内の中学校に在籍する生徒への従来の自転車損害賠償保険等の加入に係る一部補助につきましては、**令和5年3月31日をもって終了**となります。町で加入する保険内容等については、次のとおりです。

加入する保険内容等

1 加入する保険の対象となる人

町内に住所を有し、町内の学校に在籍している中学校生徒

2 保険内容

日本国内において生徒本人が自転車の使用中による偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合の補償

※自転車乗車中の自身のケガに対しては、この保険の支払いの対象になりません。

《保険金の支払い例》

- ・生徒が自転車乗車中に歩行者と接触し歩行者にケガを負わせてしまった。

3 保険金額

賠償責任保険金額 限度額1億円

※事故を起こした生徒および保護者に代わり、示談交渉を保険会社に引き受けていただくことも可能です。なお、「被保険者の負担する法律上の損害賠償が保険金額を明らかに超える場合」や「損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提訴された場合」には、示談交渉を引き受けていただけないこともあります。

4 保険料

費用は全額町が負担します。（保護者の費用負担はありません。）

5 その他の注意点

- ・故意による損害や心神喪失に起因する損害など、保険金が支払われない場合があります。
- ・加入する保険には傷害保険等（ケガ等の保険）への補償は含まれておりません。希望をされる場合には、ご自身で別途加入し、その保険料を負担していただく必要があります。

町内の小学校に在籍する児童には、引き続き、費用の一部補助を行います

町内の小学校に在籍する児童につきましては、**町での保険加入は行いません**。

万が一の加害事故に備えて、利用者と被害者を守るために、自転車保険（自転車損害賠償保険等）に加入しましょう。

そのため、引き続き、次に該当する人に費用の一部補助を行っていますので、確認してください。

1 対象となる人

町内の小学校に在籍している児童の保護者で次のすべてを満たす人が対象です。

- (1) 町内に住所を有する人
- (2) 世帯すべての人が町税等を滞納していないこと

2 対象経費

自転車損害賠償保険等加入費用

※小学生に係る自転車損害賠償保険等の保険料または共済掛金

※補償内容が、賠償金額1億円以上のもの

3 補助金額

児童1人につき1千円。ただし、補助対象経費の総額が1千円未満の場合はその実績額

◎詳しい制度の詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

◎補助対象となるか等不明な場合は、契約される前に相談してください。

問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

③ 10月より福祉医療費助成事業の対象範囲を高校生等まで拡大します！

町福祉施策として、すべての小中学生の外来・入院と高校生等の入院に係る医療費自己負担分のみを医療費助成の対象としてきました。さらに、10月1日から高校生の医療費（外来）についても対象範囲を拡大して助成を行います。対象の人には、申請方法等のご案内を8月頃に発送する予定です。

◎対象者

次の要件をすべて満たしている人

- ・高校生等（15歳に達した次の4月1日から、18歳に達した次の3月31日までのもの）であること
- ・町内に住所を有していること
- ・国内の健康保険（国民健康保険、各健康保険組合または協会、共済組合等）に加入していること

※所得の制限はありません。

※高校等に通っていないなくても、対象となります。

◎町福祉医療費助成制度とは

次の表に該当する人に負担軽減を図ることを目的とし、医療費の一部を助成するものです。

名称	対象者	所得制限
乳幼児医療費助成	乳 幼 児：0歳から小学校就学前までの子（外来＋入院） 小中学生：小学1年～中学3年終了の児童および生徒（外来＋入院） 高校生等：16歳になる年度始め～18歳到達後の年度末の子 （変更前：入院のみ、変更後（10月から）：外来＋入院）	なし
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳（1級、2級、3級）をお持ちの人 療育手帳（A1、A2、B1）をお持ちの人 精神保健福祉手帳（1級、2級）をお持ちの人	あり
母子家庭等医療費助成	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない母 または養育者とその児童（養育者の場合は児童のみ対象）	あり
父子家庭医療費助成	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない父 とその児童	あり

○助成内容と方法

受診の際は、福祉医療費受給者証を提示してください。

保険診療分のみ窓口で無料になります。（保険診療外の方は自己負担）

○岐阜県以外の医療機関等で受診されたときまたは治療用補装具を作ったとき

一旦、自己負担になりますが、領収書等必要なものを持参し、医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に手続きすると医療費が支給されます。

申請方法等、詳しくは問合せてください。

○医療費が高額になる（なった）場合

加入されている健康保険が発行する限度額適用認定証の利用をお願いします。

高額療養費に該当したときは、町より健康保険へ代理申請を行いますので、連絡させていただく場合があります。

○変更があるとき

住所や加入している保険、手帳等に変更があった場合は変更手続きをしてください。内容によっては町が負担した医療費を返還していただくことがあります。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

④令和5年度 公共交通に関する補助事業

町では、住民の皆さんの定住促進、学生（学生の保護者）の経済的負担の軽減と公共交通の利用促進を図るために、補助事業を実施します。

高校生の通学バス・鉄道定期代を補助します （高校生通学定期券等補助事業）

◎**補助対象者** 町内に住所を有し、学校教育法に規定する高等学校または高等学校と同等の課程と認められる課程に修業している高校生の保護者の人

◎**補助対象機関** バス 岐阜バス、名阪近鉄バス、揖斐川町ふれあいバス、スクールバス

鉄道 樽見鉄道、養老鉄道

◎**補助内容** 通学定期券購入費用の3分の1（100円未満の端数は切り捨て）を補助

◎**申請方法** 在学を証明する書類（学生証、合格通知書等）の写し、通学定期券の写し（スクールバス利用者は、その料金の領収書）を添えて、申請書を提出する。

※定期券は、有効期間、期間、氏名、購入金額等の記載情報が確認できるようにコピーしてください。

※定期券の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間を含む定期券が補助対象です。

アユカ（新規・積み増し）の助成をします （定期路線乗合バス乗車券助成事業）

アユカ新規交付助成

◎**補助対象** 町内に住所を有している人

※交付は1年度あたり1世帯1枚限り（積み増し助成との重複利用は不可）

◎**補助内容** 申請時に1,000円を町窓口で支払い、後日3,000円分（2,500円分の乗車料金と500円分の保証金）のアユカカードを郵送で交付します。

アユカ積み増し（チャージ）助成

◎**補助対象** 町内に住所を有し、アユカカードを持っている人（定期券を除く）

◎**補助内容** 積み増した乗車料金のうち上限2,000円を助成

※1年度あたり1世帯1回限り（新規交付助成との重複利用は不可）

※積み増しの領収書は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの領収書を有効とし、それ以前の日付の領収書は無効です。

◎**申請方法**

新規 身分証明書を持参し、申請書を提出する。

積み増し 身分証明書、領収書を持参し、申請書を提出する。

※新規交付の場合は、アユカカードの作成に日数を要するため、後日郵送します。

※ayuka（アユカ）とは、バス車内の専用機器にタッチするだけで、簡単に運賃精算ができるICカードです。1枚のカードに何度でもチャージして繰り返し利用できます。

高速バス「にしみのライナー」の回数券購入の助成をします （高速バス回数乗車券購入助成事業）

◎**助成対象費用** 名阪近鉄バス（株）が販売する、「にしみのライナー」の道の駅「パレットピアおおの」と名古屋駅間を乗車できる回数券の購入に係る費用

◎**助成対象** 町内に住所を有し、「にしみのライナー」を利用する人

◎**助成内容** 購入した回数券の料金のうち2,000円を助成

※1年度あたり1世帯1回限り

※申請書に添付していただく領収書または事前に購入をしたことがわかる書類は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間を有効とし、それ以前の日付は無効です。

◎**申請方法** 身分証明書、領収書または事前に購入をしたことがわかる書類等を持参し、申請書を提出する。

高速バス「にしみのライナー」で通学する 学生の定期券等購入の補助をします （学生通学定期券等購入補助事業）

◎**補助対象費用** 名阪近鉄バス（株）が販売する、道の駅「パレットピアおおの」から名古屋駅間を乗車できる「にしみのライナー」の定期券または回数券の購入に係る費用

◎**補助対象者** 町内に住所を有し、通学のために「にしみのライナー」を利用する、学校教育法に規定する高等専門学校、専修学校、大学および短期大学（大学院を除く）に修学している学生

◎**補助内容**

通学定期券 1カ月あたり5,000円を補助

回数券 回数券購入費用の3分の1（100円未満の端数切捨て）を補助

※1カ月あたり上限5,000円

※定期券は令和5年4月1日以降の利用分、回数券については令和5年4月1日以降の購入分が対象となります。

※1カ月につき、定期券または回数券のいずれか1つのみの申請となります。

※補助期間は、入学年度から学生が修学する各大学等が定める修業年限までとなります。

◎**申請方法** 在学を証明する書類（学生証の写し、在学証明書等）、購入した定期券の写しまたは回数券を購入したことがわかる書類（領収書、企画券等）を添えて、申請書を提出する。

※有効期間、有効期間、発売日、利用者氏名（定期券のみ）、購入金額のうちいずれかが記載されていない場合は、領収書または発行証明書を添えて提出してください。

※まとめて申請する場合は、補助対象期間分のすべての定期券の写しを用意するなど、十分に注意してください。

※未成年者が申請する場合は、保護者の同意が必要です。

※公共交通に関する補助を受けるためには、対象世帯全員に町税等の滞納がないことが要件です。

申請・問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363